

健康・生活衛生局
総務課

森永ひ素ミルク中毒事件について

1. 概要

昭和30年6月頃から、主に西日本を中心として、人工栄養の乳幼児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、皮膚の異常などを主症状とした疾病が続発。

森永乳業株式会社徳島工場の製造によるドライミルクに、ヒ素等の有害物質が混入したことによる食中毒事件(被害者数令和6年3月31日現在 13,462名)。

昭和49年に、被害者救済のため「財団法人ひかり協会」が設立され、被害者の健康管理や生活保障援助等の事業を実施(費用は森永乳業が負担)。

2. 三者会談

被害者及びその親等は、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」(略称「守る会」)を組織し、昭和48年、国・森永乳業に対して民事訴訟を提起した。昭和48年9月、訴訟とは別に厚生大臣が、「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提起し、第5回の三者会談(昭和48年12月23日)において、三者間で合意が成立し、以後は、これに沿って対策が講じられることとなった。なお、これに伴い「守る会」の取り下げにより、昭和49年5月民事訴訟は終結した。

現在は、「(公財)ひかり協会」が加わり、4者での会談を実施している。

今年度は、令和6年8月25日(日)に第57回を開催予定。

3. 「三者会談」救済対策推進委員会

三者会談で要請された事項を具体的に議論するために設置された会議で、年4回開催されている。次回(第190回)の開催は、令和6年10月4日(金)の予定。

森永ひ素ミルク事件に関する行政協力（お願い）

（公財）ひかり協会は、昭和30年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済を目的として、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、森永乳業株式会社及び厚生省（当時）の三者の合意に基づいて、昭和49年4月に設立されたもので、厚生労働省としては、従来からひかり協会の事業の円滑な推進のために積極的に取り組んできたところです。

被害者のニーズは、被害者自身の加齢、親族の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重い障害のある被害者から就職を希望する被害者まで多種多様です。

各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、積極的に対応されるようお願いいたします。

特に、ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、次に掲げる5点をお願いいたします。

- ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的を開催すること。
- ② （公財）ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
- ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
- ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報取り扱いに留意し、交付すること。
- ⑤ 平成31年1月10日付事務連絡「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。